

# 高岡市 「こども誰でも通園制度」の 利用者を募集します!



## 「こども誰でも通園制度」とは?

こども1人あたり月10時間まで就労要件を問わず  
保育園等を利用できる制度です!  
集団生活を通じた同年代のこどもとの交流の機会  
としてご利用いただくことができます。

## 実施施設・利用定員

- はおか保育園(高岡市波岡156番地)  
1時間当たり0歳児~2歳児 3人程度
  - 戸出西部保育園(高岡市戸出町5-11-2)  
1時間当たり1歳児、2歳児 各1人
- ※他市町村の施設も利用可能です

## 申請対象

次の①、②両方に該当するお子様が申請可能です。

- ①利用日時点で0歳6か月~満3歳未満である
  - ②保育所、認定こども園等に在籍していない
- ※高岡市外に住民票がある場合は、お住まいの市町村  
で申請を行ってください。

## 利用料金 一人1時間当たり300円

- ※保険料の実費負担が必要です。
- ※給食等が必要な時間に利用する場合は、給食代  
の実費負担が必要です。
- ※世帯状況によって負担軽減の申請が可能となる  
場合があります。

○はおか保育園

事業開始日 令和8年4月1日(水)

○戸出西部保育園

事業開始日 令和8年4月1日(水)

<利用開始までの流れ> ※詳細は高岡市ホームページをご確認ください。

### 1 申請

- 高岡市子ども・子育て課へ「乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)認定申請書」を  
ご提出ください。
- ※紙媒体又は「富山県電子申請サービス」から申請可能です。



### 2 初回面談

- 高岡市子ども・子育て課から「支給認定証」と「こども誰でも通園制度総合支援シス  
テムアカウント発行のお知らせ」が届いたら、お子様の情報を登録後、総合支援シス  
テムから、利用を希望する施設に対し初回面談をお申し込みください。
- 総合支援システムから、利用を希望する施設に利用予約を行ってください。



### 3 利用予約

### 4 利用当日

- 施設に設置してある二次元コードから、登降園の登録を行って下さい。
- 施設で利用料金等をお支払いください。

## 【お問い合わせ先】

高岡市役所2階 福祉保健部子ども・子育て課 15番窓口(0766-20-1377)

※「富山県電子申請サービス」は右の二次元コードからアクセスいただけます。

【電子申請はコチラ】

